

新生大阪アスベスト対策センターニュース

2025 年 8 月

連絡先 南大阪法律事務所

弁護士 遠地 靖

センター事務局長 伊藤泰司

taitoh@silver.ocn.ne.jp

建設アスベスト訴訟

東京でも大阪でも勝利的和解成立！

その意義とこれからの課題を考える



和解成立が原告・弁護士・支援者が集まって喜び合うとともに今後の課題を確認しあった（8月8日大阪）

建設アスベスト訴訟のうち、東京1陣訴訟は、2021年5月の最高裁判決により、建材メーカーの責任を認めるべく東京高裁に「差し戻し」となり、2023年10月に差し戻し審が結審。これが

2024年12月26日に裁判所（増田稔裁判官、藤倉徹也受命裁判官）による和解勧告となった。この内容は、原告一人一人の被害と賠償などを詳細に示し、ほぼ判決に等しいものだった。

また、東京 2 陣訴訟も東京高裁（吉田徹裁判官、
榮岳夫受命裁判官）で、2025 年 1 月に 1 陣と同
様の和解勧告を行った。

一方、大阪 1 陣訴訟は、2021 年 5 月の最高裁
判決で、国もメーカーにも勝訴判決を得ている。
大阪の 2 陣・3 陣訴訟が大阪高裁（徳岡由美子裁
判長）で、2025 年 2 月に和解勧告がなされた。

これも東京 1 陣・2 陣訴訟の和解勧告と同様、原
告勝利の判決に等しい具体的な内容のもの。

こうして、被告の建材メーカーの多くは、「ほ
ぼ判決」の和解案が提示されたため、「裁判を続
けて敗訴するか、和解を受け入れるか」という選
択肢が示されたことになった。

原告数(被害者単位)

	メーカー責任 を認められた	メーカー責任を認 められなかった
東京 1 陣	253	32
東京 2 陣	98	14
大阪 2,3 陣	67	6

ここから、裁判所による建材メーカーに対する、
ねばり強い説得が続けられたようだ。

その裁判所の苦労が実を結び、8 月 7 日に東京
1 陣、2 陣の勝利的和解が成立、翌 8 日に大阪 2、
3 陣での原告勝利的和解成立となった。21 年 5 月
の最高裁での勝利、21 年 12 月の国による「建設

アスベスト被害者給付金法」の成立につづく画期
をなす前進勝利を築いたといえるだろう。

和解内容の特徴（大阪）

和解内容の特徴についてみてみよう。ここは大阪高
裁の判断をみる。まずは原告・被害者本人がアスベ
ストによるどんな病気になったのかをみる。

疾病の内わけ 提訴時の 77 名をもとに

	人数	提訴 時死 亡	提訴 後死 亡	本人 原告	本人原 告の割 合	本人死 亡の割 合
中皮腫	49	20	21	8	16.3	83.7
肺がん	20	8	5	7	35.0	65.0
石綿肺	6	2	3	1	16.7	83.3
びまん性胸膜肥厚	2	0	1	1	50.0	50.0
計	77	30	30	17	22.1	77.9

大阪の 2 陣・3 陣では結果として中皮腫患者が半
数以上となった。中皮腫は特殊ながん、希少がんだ
が、ほとんどがアスベストによるものという特徴がある
ため労災などでも肺がんなどよりも認定が受けやす
いところがある。

国際的な基準となっている「ヘルシンキ・クライテリ
ア」(1997 年)では、石綿による肺がんの発症は中皮
腫の 2 倍とされている。しかし、医療機関では、ほとん
どの場合肺がんの原因を検討しない。「タバコですね」
というやり取りで終わるケースがほとんどで、たくさん
の建築従事者がアスベストで肺がん罹患しても見

落とされているケースが世の中にはたくさんある。この数字は、労災補償や給付金の支給対象に肺がん患者がなりにくいということだけでなく、裁判に訴えることも肺がんでは、実際の患者数よりもずっと少ないことを示している。

提訴時に死亡していた人と提訴後に死亡した人を併せて全体の約 78%。アスベストによる疾病は殆どのケースで死が待っているという恐ろしいものであることがここでも明らかである。建築現場には今現在も

アスベスト含有建材が大量に残されており、アスベスト疾患に罹患しないための予防策が何より重要な、いや、それしかないことを示していると言える。

職種別の特徴（大阪）

次の表は、大阪の和解が成立した原告被害者本人の職種ごとの、和解での賠償対象となったか、賠償対象から外されたかをみたものである。

職種	人数	敗訴(賠償対象外)		勝訴 (賠償対象)
		地裁判決	高裁 和解案	
大工・内装工	27	2	0	27
電工	10			10
左官	9			9
現場監督	5	1	0	5
吹付け工	3			3
塗装工	3			3
屋根工・サイディング工	3	3	3	0
配管工	2	1	1	1
解体工	1	1	1	0
空調設備撤去工	1	1	1	0
溶接・鍛冶工	1			1
ボード工(押出成形セメント板)	1			1
防水工	1			1
排煙窓オペレーター設置工	1			1
トラック運転手(建材運搬)	1			1
とび工	1			1
ダクト工事現場管理	1			1
ダクト工	1			1
看板工	1			1
	73	9	6	67

屋根工、サイディング(外装)工、配管工、解体工、空調設備撤去の 6 人以外は、地裁判決はともかく、高裁での和解では賠償対象となった。

ここでの、配管工も空調設備撤去工も、裁判では、「解体工」と同等とみなされている。つまり、屋根工、

外装工、解体工の 3 種類の職種だけが賠償対象とされなかったということを意味している。

「屋外工」の被害の責任

まず、屋根工、外装工などの、「屋外工」という職種の病気が、アスベストが原因だとわかっているにもかかわらず、建材メーカーの責任にならない。それは、つまるところ、「屋外では、アスベストが飛散・攪拌するので建材メーカーの責任とはならない」ということになる。屋外工で、労災認定を受けている建設労働者はたくさんいる。つまり国は認めている。しかし、メーカーの責任にならないというのが、ここまで画期的に前進してきた建設アスベスト訴訟のこの分野での到達点である。もちろん 2021 年の最高裁判決がこの判断のもとになっている。

この点に特別な焦点をあてて、するどくやり取りをしてきたということにもなつてこなかったと言えるかもしれない。室内工と同様に、個々の労働者に対する個々のメーカーの責任を明確にして弁護団はたたかってきた。

先日のお阪での和解報告集会では、賠償対象となった原告の多くの人の口から、「同じような被害を受けているのに対象にならない人がいることは納得できない」という声が聞かれた。

屋外作業における石綿飛散と石綿ばく露については、すでに実験も行われている。そこに示されるのは、だいたいこういうことだ。

屋内作業による石綿ばく露と、屋外作業による石綿ばく露を比較したら、平均では屋外の方が飛散する石綿の濃度は低だろうということは予測がつく。囲いがいいし風がある。

しかし、屋外では、風向きはしょっちゅう変わる。屋外労働者は当然、風をみて、風上に自身が立って作業をはじめるところが時として風向きが反対向きになったりする。そのとき、多くの労働者は、例えば切断作業を中断することはしない。中断すると材料を無駄にする危険が伴うからだ。

或いは風量が小さいか無風状態だと、労働者は気にしないが、屋内作業とあまり変わらない石綿濃度のなかで作業することになる。労働者は屋内労働者と同様、長い間、アスベストの危険性を聞かされずマスクもつけずに作業してきた。

石綿による肺がんなどの疾患では、「ばく露量に閾値(いきち)がない」。というのが国も認めている世界的な医学的見地である。つまり吸い込んだ石綿量が多いから必ずがんになるわけでもなく、少ないばく露量でも肺がんや中皮腫に罹患するというものだ。

屋外作業者が建材メーカーの賠償責任が認められないという、2021 年の最高裁判決以降続く、不条理はただされなければならない。

次の表をみてほしい。

基本は 2023 年度決算に基づく

	資本金 (円)	売上高(円)	従業員数	経常利益 (億円)
クボタ	841 億	3 兆 207 億	52,608	2,385
積水化学	1000 億 2 百万	1 兆 2565 億	29,932	1,059
パナソニック	2596 億	8 兆 4964 億	207,548	4,439
ケイミュー	80 億	976 億 35 百万	1,832	6.24
ニチアス	121 億 2835 万	2565 億 12 百万	6,337	320.73
ノザワ	24 億 49 百万	209 億 7561 万	358	4.87
A&A マテリアル	38 億 89 百万	434 億 21 百万	898	-1.20

大建工業	153 億	2288 億 26 百万	2,115	10.33
神島化学	13 億 20 百万	259 億 74 百万	657	16.20
太平洋セメント	861 億 74 百万	8863 億	12,542	595
AGC	908 億 73 百万	2 兆 192 億 54 百万	7,753	1,227.75
日鉄ケミカル & マテリアル	50 億	1936 億 79 百万	3,454	124.60
ニチハ	81 億 36 百万	1237 億 22 百万	2,974	107.73
バルカー	139 億 57 百万	621 億 78 百万	1,682	67.43
日本インシュレーション	12 億 24 百万	143 億 1 百万	364	10.71
日東紡績	196 億 99 百万	822 億 94 百万	2,414	43.44

これは、建設アスベスト訴訟の被告となった建材メーカーの企業の主要なところを集めたものだ。いずれもそうそうたる上場企業である。

ところで表の上の、クボタ、パナソニック、積水化学、ケイミューはいずれも大阪に本社がある企業であり、これらの企業こそ、**屋根材や、外装材の主力メーカーである**。ケイミューは、クボタとパナソニックの合併会社であるため、パナソニック、クボタ、積水化学3社に注目してみよう。

クボタは、「カラーベスト」(このベストは、アスベストのベスト)、「コロニアル」という石綿含有屋根材を大量生産し、全国の住宅の屋根に使われてきた。

積水化学も、「セキスイかわら U」などを大量生産してきた。

パナソニックは、「石綿化粧スレート瓦」、「フルベスト」、「フルセラム」などの石綿含有屋根材を大量生産してきた。

クボタは、「カラーベストシングル」、「カラーシート」、「カラートップ」などという名前の外壁材を大量生産してきた。

パナソニックは、「ネオロック」、「DM サイディング」などという石綿含有外壁材を大量生産してきた。

積水化学も、「F パネル」、「SG12 パネル」などの石綿含有外装材を大量生産してきた。

屋根材や外壁材・外装材は、紫外線や風雨にさらされる。自然劣化に対抗するためにいろいろな手を講じてきただろうが、アスベストを含有させて丈夫で強いものにしてきたのは間違いない。屋根材や外装材のアスベスト含有率は高い。製品種類や製品量も多く、使われたアスベスト量が特に多いことは想像に難くない。

ところが、経済産業省は、企業ごとのアスベスト使用量を掌握しながら、それを公表することをかたくなに拒否している。

こうした企業が売れそうな商品名をつけて、全力で製造販売してきた。それなら、これらの企業が一番多くのアスベストを使用してきただろうという推測がなりたつ。

これらの大手企業こそが、一番多くアスベスト建材を製造しながら最高裁判決以降自らの責任をすり抜ける判決を勝ち取ってきたということになる。

「屋外工」の被害の責任をこうした企業に認めさせるためには一段と力を集中した法廷内外の戦いが必要となるだろう。

しかし EU 諸国やオーストラリアや韓国などは、アスベスト建材をすべてなくしていくという目標をもって、屋根材などの除去に特別力を入れている。それは、おそらく含有量がおおく、市民に見えるところにあって、自然災害などでも危険にさらされることから優先

順位を高く除去をすすめるようしていると考えられるからだ。これは世界の流れになっていくと筆者は考える。

解体工の被害を認めないことの不合理

賠償が認められている室内工などの職種の被害に対する建材メーカーの責任が認められているのは、メーカーは建材の危険を知りながら、「この建材にはアスベストが含有していて取扱いに注意が必要」という警告表示をしてこなかったか、極めていい加減なやり方であったため、被害を賠償する責任があるというものだ。ところが解体工の被害を認めない理由は、「解体するのだから、警告表示が明確であつても無意味である」ということらしい。

しかし現在日本のアスベスト規制は、建材の除去時のことばかりであると言っても言い過ぎではない。大気汚染防止法では、解体・改修時のアスベスト飛散だけが規制対象である。労働安全衛生法、「石綿障害予防規則」でも、一番力を入れているのは、アスベスト建材の除去時の安全確保である。

もちろん、これらの規制内容は、欧米の規制水準にくらべて「周回遅れ」、「別コースを走る」と酷評を受けているのが日本の規制であるが。それはともかく、解体に先立つアスベスト建材の除去の規制が不十分でも一番の焦点となっている。

解体・改修の現場で一番の問題は、一つ一つの建材がアスベスト含有か非含有かの判断を間違いなくできるかどうかということである。解体・改修の前に実施が義務付けられている「事前調査」の水準が大きな問題となっている。現在の日本の制度では「事前調査」の内容が正しいかどうかの検証する仕組みはない。間違えた調査業者が罰則を受けることもない。現在の日本の規制、システムからみて見落としが頻発しているとあちこちで指摘されている。

建設訴訟の国やメーカーの違法の期間はこれまでの判決では、最長でも 2006 年までである。しかし実際には、現在も解体・改修工事を通じて建設労働者

の被害は続いている。特に、解体工の被害は、これからもずっと続く職種であるともいえる。つまり建材に警告表示があろうとなかろうと、そのこととは無関係に、アスベスト含有かどうかの判断が正確に行われているかどうか、被害を食い止められるかどうかの基準となっている。

現在のアスベスト規制、とくに「事前調査」とその届け出が義務化されたのは、2021 年度である。少なくともそれまでの工事にかかわって被害を被った解体工に対して、まずは国の責任を一層明確にする必要がある。

同時に、有害なアスベストが含有した建材をつくってきたメーカーが、被害を食い止めようと、解体現場・改修現場などで誠実に、いわば必死になって建材の見分け方を示してこなかったことも明らかであり、その責任があることも明確であると筆者は考える。

現在は、インターネット上で一応はどの建材にはアスベストを含有していたという情報をメーカーは公開している。しかし例えば、先日(2025 年 7 月 11 日)も、旭化成の外装材用接着剤(71 年から 96 年まで製造)にアスベストが含有していることをやっと認めたという事態があきらかになった。

現在義務化されている「事前調査」では不十分であり、解体工の被害を防止するためには、メーカーは、どの時期のどの地域や建設会社にどんな建材をおろしたか、事前調査で見落とさないためにはどのようにすればよいか、などわかりやすく徹底的に示していく義務があると考えます。

PL 法(製造物責任法)は、1995 年 7 月以降に製造された製品によって生命、身体、財産上の損害をもたらした場合は、製造者に損害賠償責任を負わせるという法律だが、民法のように、被害者が加害の立証をしなければならないというものではなくて、製品に欠陥があることを立証すればよいというものである。

アスベスト含有建材がほぼ製造されなくなるのは 2004 年であり、PL 法上で被害が立証されるケースも解体工では出てくると思われる。

PL 法以前の民法上のメーカー責任があることも明確だ。アスベスト含有の建材を、建物建設時だけでなく、解体時にも「アスベストが入っているので要注意」とわかりやすく、徹底して明らかにする責任が、メーカーにあったし今もあると考える。

つまりメーカーは、少なくとも 1960 年代からアスベストの有害性を十分に知りながら、長い間被害防止

責任を認めた企業 (賠償とお詫び)

東京 1 陣および 2 陣	大阪 2 陣・3 陣
ニチアス	ニチアス
A&AM	A&AM
MMK	MMK
ノザワ	ノザワ
太平洋セメント	太平洋セメント
日東紡績	日東紡績
ナイガイ	日本インシュレーション
	パナソニック
	大建工業
	神島化学
	日鉄ケミカル&マテリアル
	積水化学

責任を認められなかった企業 (被災者に弔意とお見舞いを表明)

神島化学	朝日トステム
日本インシュレーション	住友大阪セメント
バルカー	東レ ACE
AGC	AGC
大建工業	ナイガイ
日鉄ケミカル&マテリアル	
ウベボード	ウベボード

のためにほとんど何もしてこなかった。その責任は極めて大きい、その焦点がいま解体工の被害に表れていると言っても言い過ぎではないだろう。

東京と大阪の和解内容の違い

ここで、今回の東京高裁と大阪高裁による和解の内容の違いをみていこう。

クボタ	クボタ
ケイミュー	ケイミュー
ニチハ	

※積水化学は東京でも大阪でも、裁判所が賠償責任を示さなかった人に対する弔意とお見舞いを拒否している。

この表にみられるように、賠償責任の企業が違う。原告側の企業責任についての立証をどこまで裁判所が認めるかという点で違いがある。このことは、今後より広く責任を認めさせることは可能だという側面と、企業側からすれば、まだまだ責任をすり抜ける余地はあると考えるだろうということを示している。

加害企業の責任による賠償の基礎となる基準慰謝料額は、東京が2,600万円であり、大阪は2,950万円である。この点について、大阪に合わせることを建材メーカーが強く反対したため、基準慰謝料は、東京の2,600万円とし、大阪の場合、調整額として350万円を追加したような算定の仕方をするようだ。

さらに、大阪高裁の当初の和解案では、賠償責任が認められなかった9社に対して「事件の早期の全面的解決を図る」ために、「事案に鑑みて一定の解決金ないし見舞金(1社当たり300万円を基本とする。)」を支払うことを求めていたが、これに対するメーカーの反発も強く、この内容は実現していない。

歴史的な和解を踏まえ、これからの課題を考える

第1の課題

第1の課題は、建設従事者石綿給付金制度が発足しすでに9000人近い人が給付を受けている。この制度に国と同様に責任がある建材メーカーが参加し、拠出金を出すことである。

東京1陣訴訟は、ここまで17年かかっている。そんなことをこれからも続けるわけにはいかない。一刻も早く給付金制度にメーカーが参加することが何より重要である。

しかし、先にもみたように、現在、北海道、宮城、神奈川、京都、徳島、岡山、九州などで建設アスベスト訴訟がたたかわれており、各県でも2陣、3陣訴訟がたたかわれている。大阪では4陣、5陣訴訟もたたかわれている。建設アスベスト訴訟はここまで31件(被災者総数1,218名)たたかわれてきた。

先に示したように、建材メーカーは大きな和解があっても、責任を逃れる余地をみつけて責任を逃れたり、できるだけ小さくしようとする。東京、大阪の大きな和解の枠組み以上にメーカーの責任を認めさせていく、法廷内外のたたかいが緊要である。

第2の課題

第2の課題は、解体工、屋外工の被害にたいするメーカーの責任を認めさせ、定着させることである。この点でもこれまでに倍する法廷内外のたたかいが重要である。アスベストを含有させて被害を与えているメーカー企業が、そのアスベストを吸って被害を被った屋外工や解体工については責任を逃れられるという不条理を何としても打ち破らなければならないと考える。

以上